

疾患群の見直しについて

1 現行の疾患群

「児童福祉法第 21 条の 5 の規定に基づき厚生労働大臣が定める慢性疾患及び当該疾患ごとに厚生労働大臣が定める疾患の状態の程度は、第一表から第十一表までに掲げるとおりとする。」

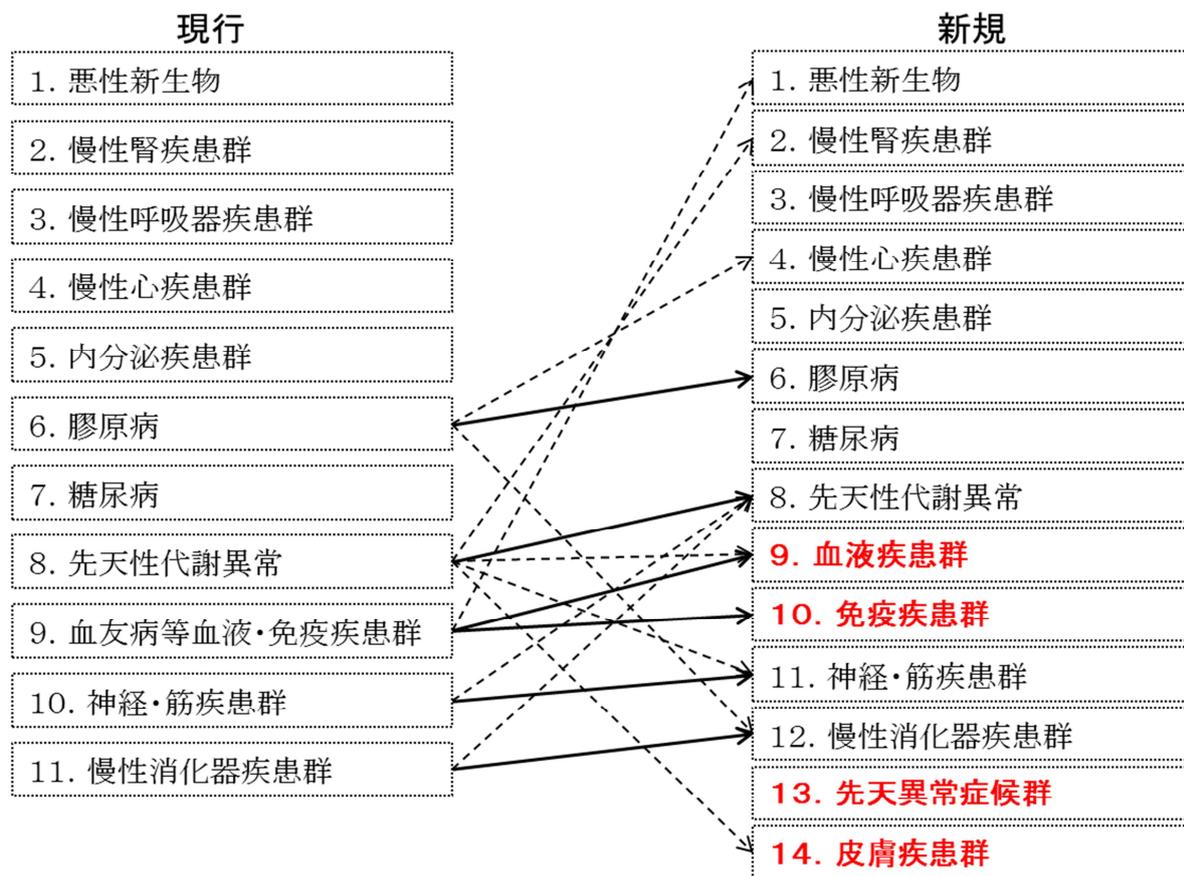
(平成 17 年 厚生労働省告示第 23 号)

2 疾患群の見直し

疾病の見直し状況、及び各疾患群に含まれる疾病の診断・治療に関わる医療専門領域の分類を踏まえ、現行の 11 疾患群から 14 疾患群への見直しを実施。

(現行) 「血友病等血液・免疫疾患群」を「血液疾患群」と「免疫疾患群」に整理

(新規) 「先天異常症候群」、「皮膚疾患群」を新たに追加



————→ 疾患群の多くの疾病が移ったもの

-----> 疾患群の一部の疾病が移ったもの

3 現行の「小児慢性特定疾患重症患者認定基準」

2 医療給付の申請について

(2) 重症患者の申請

① 8の(2)により、一部負担額の支払いを要しない患者（以下「重症患者」という。）の認定を受けようとする場合は、その保護者は別紙様式例2による重症患者認定申請書に医療意見書を添えて都道府県知事等に申請するものとする。

9 一部負担額

(2) 別表2に掲げる一定の基準に該当するものについては、(1)にかかわらず一部負担額の支払いを要しないものとする。

（「小児慢性特定疾患治療研究事業実施要綱」平成17年2月21日付け
雇用均等・児童家庭局長通知別添（抄））

小児慢性特定疾患重症患者認定基準（別表2）

① すべての疾患に関して、次に掲げる症状のうち、1つ以上が長期間（おおむね6か月以上）継続すると認められる場合

対象部位	症状の状態
眼	眼の機能に著しい障害を有するもの（両眼の視力の和が0.04以下のもの）
聴器	聴覚機能に著しい障害を有するもの（両耳の聴力レベルが100デシベル以上のもの）
上肢	両上肢の機能に著しい障害を有するもの（両上肢の用を全く廃したもの）
	両上肢の全ての指の機能に著しい障害を有するもの（両上肢の全ての指を基部から欠いているもの、両上肢の全ての指の機能を全く廃したもの）
	一上肢の機能に著しい障害を有するもの（一上肢を上腕の2分の1以上で欠くもの、一上肢の用を全く廃したもの）
下肢	両下肢の機能に著しい障害を有するもの（両下肢の用を全く廃したもの）
	両下肢を足関節以上で欠くもの（両下肢を足関節以上で欠くもの）
体幹・脊柱	1歳以上の児童において、体幹の機能に座っていることができない程度又は立ち上がることができない程度の障害を有するもの（1歳以上の児童において、腰掛け、正座、あぐら、横すわりのいずれもができないもの又は、臥位又は座位から自力のみでは立ち上がれず、他人、柱、杖、その他の器物の介護又は補助によりはじめて立ち上がることができる程度の障害を有するもの）
肢体の機能	身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が、上記と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの（一上肢及び一下肢の用を全く廃したものの、四肢の機能に相当程度の障害を残すもの）

② ①に該当しない場合であって、各疾患群に関して以下の項目に該当する場合

疾患群	該当項目
悪性新生物	転移又は再発があり、濃厚な治療を行っているもの
慢性腎疾患	血液透析又は腹膜透析（CAPD、持続携帯腹膜透析を含む）を行っているもの
慢性呼吸器疾患	気管切開管理又は挿管を行っているもの
慢性心疾患	人工呼吸管理又は酸素療法を行っているもの
先天代謝異常	知能指数 20 以下、又は 1 歳以上の児童において、寝たきりのもの
神経・筋疾患	発達・知能指数は 20 以下、又は 1 歳以上の児童において、寝たきりのもの
慢性消化器疾患	気管切開管理又は挿管を行っているもの

4 新たに追加した疾患群に係る重症患者認定基準案

○皮膚疾患群

「知能指数 20 以下、又は 1 歳以上の児童において、寝たきりのもの」

（理由）

今回の見直しにおいて、「先天代謝異常」から「皮膚疾患群」に一部疾病が整理されたことから、「先天代謝異常」の基準を用いる。

○先天異常症候群

「上記の項目のいずれかに該当するもの」（表の最下段とする。）

（理由）

当該疾患群に含まれる疾病の症状が多臓器にわたることから、他の疾患群のいずれかの重症度認定基準を満たすことを要件とした。